



令和3年度における主要な企業結合事例

令和4年11月8日
独禁懇用資料

- 令和3年度に企業結合計画の届出を受理した案件は337件（対前年度比26.7%増）であった。
- 届出を受理した337件のうち、第2次審査に移行した案件は1件（令和3年6月に第2次審査に移行した「グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得」）であった。
- 最近におけるデジタル分野の企業結合審査への対応について言及。

〔表〕 過去5年度に受理した届出の処理状況

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
届出件数	306	321	310	266	337
第1次審査で終了したもの (うち禁止期間の短縮を行ったもの)	299	315	300	258	328
	(193)	(240)	(217)	(199)	(248)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	6	4	9	7	8
第2次審査に移行したもの	1	2	1	1	1

「令和3年度における主要な企業結合事例」の掲載事例一覧

No.	事例の名称	水平	垂直	混合	問題解消措置	経済分析	海外当局との情報交換	結合関係
1	日本製鉄(株)による東京製鋼(株)の株式取得							○
2	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得(シリコンウェーハ)(令和3年11月26日公表)	○				○	○	
3	神鋼建材工業(株)による日鉄建材(株)の鋼製防護柵及び防音壁事業の吸収分割(ガードレール)	○			○	○		
4	日本電産(株)による三菱重工工作機械(株)の株式取得(歯車機械)		○					
5	ENEOS(株)によるジャパン・リニューアブル・エナジー(株)の株式取得(再生可能エネルギー)	○						
6	セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合(顧客管理ソフトウェア)(令和3年7月1日公表)			○		○	○	
7	(株)メルコホールディングスによる(株)セゾン情報システムズの株式取得(ファイル転送サービス)			○				
8	東京青果(株)による東一神田青果(株)の株式取得(青果卸売)	○						
9	イオン(株)による(株)フジの株式取得(スーパーマーケット、ドラッグストア)	○						○
10	GMOフィナンシャルホールディングス(株)によるワイジェイFX(株)の株式取得(FX取引)	○						○

(注) 「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。

網掛けは、個別案件として公表済み

これまで公表した事例について、考慮要素ごと等に整理した一覧表をウェブサイトに掲載。



The screenshot shows the JFTC website interface. The main navigation bar includes links for '公正取引委員会について', '報道発表・広報活動', '相談・手続窓口', '独占禁止法', '下請法', and 'CPRC (競争政策研究センター)'. The breadcrumb trail is '現在のページ > トップページ > 独占禁止法 > 企業結合 > 統計・資料'. The main content area is titled '統計・資料' and lists various categories of publicized cases, such as '企業結合の届出一覧', '企業結合関係届出等の状況', and '公表事例において問題点を指摘して当事会社側が計画を断念した事例'. A right-hand sidebar titled '企業結合' provides a hierarchical menu for '企業結合を計画されている方へ', '法令・ガイドライン等(企業結合)', '主要な企業結合事例', '統計・資料', and '会社の株式取得, 合併, 事業譲受等の届出'. A footer note states: 'PDF形式のファイルを開くには, Adobe Reader (旧Adobe Acrobat Reader) が必要です。'

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/index.html>

公表事例において参入について検討を行った例

現在のページ ▶ [トップページ](#) ▶ [独占禁止法](#) ▶ [企業結合](#) ▶ [統計・資料](#) ▶ 公表事例において参入について検討を行った例



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会について | 報道発表・広報活動 | 相談・手続窓口

現在のページ ▶ [トップページ](#) ▶ [独占禁止法](#) ▶ [企業結合](#) ▶ [統計・資料](#)

統計・資料

- ▶ [企業結合の届出一覧](#)
- ▶ [企業結合関係届出等の状況](#)
- ▶ [公表事例において問題点を指摘して当事会社側が計画を断念した事例](#)
- ▶ [公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例](#)
- ▶ [公表事例において輸入について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において参入について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において隣接市場からの競争圧力の有無について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において総合的な事業能力について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において当事会社グループの経営状況が考慮された例](#)
- ▶ [公表事例において経済分析を行った例](#)
- [一定の取引分野の例 \(PDF:1.505KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader (旧Adobe Acrobat Reader) が必要で

公表事例において参入について検討を行った例

- 1 以下の事例は、平成10年度以降の公表事例において、企業結合審査にあたり、「参入」について検討を行った例を整理したものです。
- 2 以下に示した事例は、個々の事例に係る事実関係を踏まえて判断されたものであり、個々の企業結合計画における「参入」の考慮については、当該計画に係る事実関係を踏まえ、個別に判断されることに留意してください。

	年度	事例番号	案件名
1	平成11年度	事例6	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー、(株)日立製作所及び(株)東芝による原子燃料事業の統合
2	平成11年度	事例12	三井信託銀行(株)と中央信託銀行(株)の合併
3	平成11年度	事例13	日本たばこ産業(株)によるアール・ジェイ・アール・ナビスコ・ホールディングス社の米国外のたばこ事業の譲受け
4	平成12年度	事例1	(株)第一勧業銀行、(株)富士銀行及び(株)日本興業銀行の持株会社の設立による事業統合
5	平成12年度	事例4	(株)三和銀行、(株)東海銀行及び東洋信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合
6	平成12年度	事例5	(株)東京三菱銀行、三菱信託銀行(株)及び日本信託銀行(株)の持株会社の設立による事業統合
7	平成12年度	事例10	第二電電(株)、ケイディディ(株)及び日本移動通信(株)の合併
8	平成12年度	事例11	(株)住友銀行と(株)さくら銀行の合併等
9	平成12年度	事例12	日本短資(株)、山根短資(株)及び名古屋短資(株)の合併

92	平成30年度	事例1	日鉄住金パイプライン&エンジニアリング(株)による興キャプティの株式取得
93	平成30年度	事例2	王子ホールディングス(株)による三菱製紙(株)の株式取得
94	平成30年度	事例3	武田薬品工業(株)によるシャイアー・ビーエルシーの株式取得
95	平成30年度	事例4	新日鐵住金(株)による山陽特殊製鋼の株式取得
96	平成30年度	事例5	合同製鐵(株)による朝日工業(株)の株式取得
97	平成30年度	事例7	(株)USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシステム(株)の株式取得
98	平成30年度	事例10	(株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得
99	令和元年度	事例3	日本産業パートナーズ(株)による(株)コベルコマテリアル銅管及び古河電気工業(株)の銅管事業の統合
100	令和元年度	事例5	ダナハーコーポレーションによるゼネラル・エレクトリック・カンパニーのバイオ医薬品製造機器等の製造販売事業の統合
101	令和元年度	事例8	エムスリー(株)による(株)日本アルトマークの株式取得
102	令和2年度	事例1	三井製糖(株)による大日本明治製糖の株式取得
103	令和2年度	事例2	昭和産業(株)によるサンエイ糖化(株)の株式取得
104	令和2年度	事例5	アナログ・デバイス・インクによるマキシム・インテグレイテッド・プロダクツ・インクの株式取得
105	令和2年度	事例10	Zホールディングス(株)及びLINE(株)の経営統合
106	令和3年度	事例2	グローバルウェーブ・ゲームベーパーによるシリコン・アーゲーの株式取得
107	令和3年度	事例3	神鋼建材工業(株)による日鉄建材(株)の鋼製防護柵及び防音壁事業の吸収分割
108	令和3年度	事例8	東京青果(株)による東一神田青果(株)の株式取得



現在のページ ▶ [トップページ](#) → [独占禁止法](#) → [企業結合](#) → [統計・資料](#)

統計・資料

- ▶ [企業結合の届出一覧](#)
- ▶ [企業結合関係届出等の状況](#)
- ▶ [公表事例において問題点を指摘して当事会社側が計画を断念した事例](#)
- ▶ [公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例](#)

- ▶ [公表事例において輸入について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において参入について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において隣接市場からの競争圧力の有無について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において総合的な事業能力について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において当事会社グループの経営状況が考慮された例](#)
- ▶ [公表事例において経済分析を行った例](#)

[一定の取引分野の例 \(PDF:1.505KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader (旧Adobe Acrobat Reader) が必要で

公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例

- 1 以下の事例は、平成10年度以降の公表事例において、当事会社側からの措置の申し出を受けて、当該措置の実施を前提として、公正取引委員会が問題なしと判断したものの例を整理したものです。
- 2 以下に示した事例は、個々の事例に係る事実関係を踏まえて判断されたものであり、個々の企業結合計画における「措置の実施」の考慮については、当該計画に係る事実関係を踏まえ、個別に判断されることに留意してください。

	年度	事例番号	案件名
1	平成10年度	事例4	株小野田(株)と日本セメント(株)の合併及び宇部興産(株)と三菱マテリアル(株)によるセメント事業の統合
2	平成11年度	事例6	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー、(株)日立製作所及び(株)東芝による原子燃料事業の統合
3	平成11年度	事例13	日本たばこ産業(株)によるアール・ジェイ・アール・ナビスコ・ホールディングス社の米国外のたばこ事業の譲受け
4	平成12年度	事例2	日本製紙(株)及び大昭和製紙(株)の持株会社の設立による事業統合
5	平成12年度	事例6	NTTコミュニケーションズ(株)による日本サテライトシステムズ(株)の株式取得
6	平成12年度	事例8	日立電線(株)及び住友電気工業(株)の共同出資会社の設立による電力用電線事業の統合
7	平成12年度	事例9	三井化学(株)及び武田薬品工業(株)の共同出資会社の設立によるウレタン事業等の統合
8	平成13年度	事例5	ポリプロピレン事業の統合
9	平成13年度	事例7	(株)東芝と三菱電機(株)の電力会社向け系統・変電設備事業の統合
10	平成13年度	事例9	富士電機(株)による三洋電機自販機(株)の株式取得

●
●
●

50	平成29年度	事例3	クアルコム・リバー・ホールディングス・ビービーによるエヌエックスビー・セミコンダクターズ・エヌブイの株式取得
51	平成29年度	事例4	ブロードコム・リミテッドとブロードコム・コミュニケーションズ・システムズ・インクの統合
52	平成30年度	事例4	新日鐵住金(株)による山陽特殊製鋼(株)の株式取得
53	平成30年度	事例6	ジェイエックス・メタルズ・ドイチェラント・ゲームベーパーによるエイチ・シー・スタルク・クンタラム・アンド・ニオビウム・ゲームベーパーの株式取得
54	平成30年度	事例7	(株)USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシステム(株)の株式取得
55	平成30年度	事例10	(株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得
56	令和元年度	事例2	TDK(株)による昭和電工(株)のネオジム磁石合金の研究開発事業の譲受け
57	令和元年度	事例6	トヨタ自動車(株)及びパナソニック(株)による車載用リチウムイオン電池事業等に係る共同出資会社の設立
58	令和元年度	事例8	エムスリー(株)による(株)日本アルトマークの株式取得
59	令和2年度	事例3	DIC(株)によるBASFカラー&エフェクトジャパン(株)の株式取得
60	令和2年度	事例4	富士フイルム(株)による(株)日立製作所の画像診断事業及びヘルスクアIT事業の統合
61	令和2年度	事例6	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合
62	令和2年度	事例10	Zホールディングス(株)及びLINE(株)の経営統合
63	令和3年度	事例3	神鋼建材工業(株)による日鉄建材(株)の鋼製防護柵及び防音壁事業の吸収分割

公表事例において経済分析を行った例



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会について | 報道発表・広報活動 | 相談・手続窓口

現在のページ ▶ [トップページ](#) ▶ [独占禁止法](#) ▶ [企業結合](#) ▶ [統計・資料](#)

統計・資料

- ▶ [企業結合の届出一覧](#)
- ▶ [企業結合関係届出等の状況](#)
- ▶ [公表事例において問題点を指摘して当事会社側が計画を断念した事例](#)
- ▶ [公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例](#)
- ▶ [公表事例において輸入について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において参入について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において隣接市場からの競争圧力の有無について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において総合的な事業能力について検討を行った例](#)
- ▶ [公表事例において当事会社グループの経営状況が考慮された例](#)
- ▶ [公表事例において経済分析を行った例](#)

□ [一定の取引分野の例 \(PDF:1.505KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader (旧Adobe Acrobat Reader) が必要で

w.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/keizaibunseki/index.html

80%

現在のページ ▶ [トップページ](#) ▶ [独占禁止法](#) ▶ [企業結合](#) ▶ [統計・資料](#) ▶ [公表事例において経済分析を行った例](#) ▶ [公表事例](#)

公表事例において経済分析を行った例

以下の事例は、平成27年度以降の公表事例において、企業結合審査にあたり、経済分析を行った例を整理したものです。

	年度	事例番号	案件名
1	平成27年度	事例3	大阪製鐵による東京製鐵の株式取得
2	平成27年度	事例9	㈱ファミリーマートとユニーグループ・ホールディングス㈱の経営統合
3	平成28年度	事例3	出光興産(株)による昭和シェル石油(株)の株式取得及びJXホールディングス(株)による東燃ゼネラル石油(株)の株式取得
4	平成28年度	事例5	新日鐵住金(株)による日新製鐵(株)の株式取得
5	平成29年度	事例12	(株)第四銀行及び(株)北越銀行による共同株式移転
6	平成30年度	事例2	王子ホールディングス(株)による三菱製紙(株)の株式取得
7	平成30年度	事例4	新日鐵住金(株)による山陽特殊製鐵(株)の株式取得
8	平成30年度	事例5	合同製鐵による朝日工業㈱の株式取得
9	平成30年度	事例7	(株)USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシステム(株)の株式取得
10	令和元年度	事例3	日本産業パートナーズ(株)による(株)コベルコマテリアル銅管及び古河電気工業(株)の銅管事業の統合
11	令和元年度	事例9	(株)マツモトキヨシホールディングスによる(株)ココカラファインの株式取得
12	令和2年度	事例2	昭和産業(株)によるサンエイ糖化(株)の株式取得
13	令和2年度	事例3	DIC㈱によるBASFカラー&エフェクトジャパン㈱の株式取得
14	令和2年度	事例6	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合
15	令和2年度	事例10	Zホールディングス㈱及びLINE㈱の経営統合
16	令和3年度	事例2	グローバルウェア・ゲーミング・ゲームベーパーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得
17	令和3年度	事例3	神鋼建材工業㈱による日鉄建材㈱の鋼製防護柵及び防音壁事業の吸収分割

(参考資料)

事例1 日本製鉄(株)による東京製鋼(株)の株式取得

1 経緯

年月	経緯
令和3年1月	日本製鉄が公開買付（TOB）の開始を公表 ※日本製鉄はTOB終了後に東京製鋼の経営体制及びガバナンスの再構築に向けて新たな取締役を選任すること等必要な提案を行うことを表明
令和3年2月	東京製鋼がTOBに対する反対を表明。
令和3年3月	TOB成立
令和3年6月	東京製鋼定時株主総会において、会社提案として 全取締役及び監査役の選任議案（全て新任）が上程され、賛成多数で可決 → 取締役等交代 ※提案された取締役等の選任議案は日本製鉄の意向に沿うものであった。

2 問題の所在

- TOBの開始前の日本製鉄の東京製鋼に対する議決権保有比率は **9.91%（第1位）**
→議決権保有比率が10%以下の場合には結合関係が形成・維持・強化されず、**企業結合審査の対象とならない。**（企業結合ガイドライン）
- TOB成立後の日本製鉄の東京製鋼に対する議決権保有比率は **19.91%（第1位）**

日本製鉄と東京製鋼との間に結合関係が形成・維持・強化されることとなるか

3 日本製鉄と東京製鋼との結合関係

○ 議決権保有比率、当事会社間の取引関係、役員兼任状況

議決権保有比率	・ 19.91%（第1位） ・ 第2位以下の株主は信託銀行等（議決権保有比率は数%）であり、他の株主との間の議決権保有比率の格差は拡大。
当事会社間の取引関係	・ 日本製鉄は、東京製鋼の主要製品であるワイヤロープ等の原材料である線材を供給。 ・ 製品の共同研究開発も実施。
役員兼任関係	なし

○ TOB成立後の東京製鋼経営陣の交代

東京製鋼の経営陣を交代させ、経営方針を変更させるべくTOBを行い、**自らの意向どおりに経営陣の交代を実現**

→ **日本製鉄と東京製鋼との間に結合関係あり**

4 当事会社による措置の申出

- ① 東京製鋼の**議決権保有比率を10%以下とすべく**株式を本件行為の買付価格以上となる価格で可及的速やかに**売却**する。
- ② ①の売却が完了するまでの間、東京製鋼の株主総会において、**議決権保有比率が10%を超える部分については、議決権を行使しない。**
- ③ ①の売却が完了するまでの間、日本製鉄は**自社の役員及び従業員を東京製鋼の役員と兼務させず、自社出身者を東京製鋼の役員に推薦しない。**
- ④ ①の売却が完了するまでの間、東京製鋼株式の売却状況及び保有状況について年1回の定期報告を行う。

当事会社グループ間の結合関係の解消

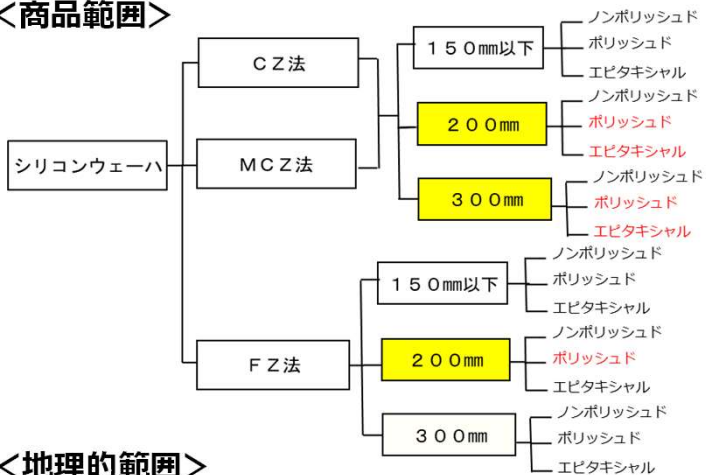
4 本件の特徴

- ✓ 議決権保有比率が9.91%から19.91%となる企業結合計画について、議決権保有比率を10%以下となるよう売却するなど結合関係の解消のための措置を踏まえて判断

事例2 グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシリトロンニック・アーゲーの株式取得

1 一定の取引分野

<商品範囲>



<地理的範囲>

- ・需要者は国内外の供給者を差別することなく取引し、供給者も需要者の所在する国を問わず取引をしている。
- ・経済分析結果からも日本国内市場で画定すべきという結果は得られていない。

世界全体

2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

CZ法200mmポリッシュド

順位	会社名	市場シェア
1	GWグループ	約25%
2	A社	約25%
3	B社	約20%
4	C社	約10%
5	シリトロンニックグループ	約5%
6	D社	0-5%
-	その他	約5%
合計		100%

当事会社グループ合算シェア
約3.0% (第1位) HHI 2,372、増分364

CZ法200mmエピタキシャル

順位	会社名	市場シェア
1	GWグループ	約25%
2	E社	約20%
3	F社	約20%
4	シリトロンニックグループ	約15%
5	G社	約10%
6	H社	約5%
-	その他	0-5%
合計		100%

当事会社グループ合算シェア
約4.0% (第1位) HHI 2,428、増分650

CZ法200mmエピタキシャル

順位	会社名	市場シェア
1	GWグループ	約25%
2	E社	約20%
3	F社	約20%
4	シリトロンニックグループ	約15%
5	G社	約10%
6	H社	約5%
-	その他	0-5%
合計		100%

当事会社グループ合算シェア
約3.0% (第1位) HHI 2,452、増分416

CZ法300mmエピタキシャル

順位	会社名	市場シェア
1	L社	約35%
2	M社	約30%
3	シリトロンニックグループ	約15%
4	N社	約15%
5	GWグループ	約10%
-	その他	0-5%
合計		100%

当事会社グループ合算シェア
約2.0% (第3位) HHI 2,764、増分252

FZ法200mmポリッシュド

順位	会社名	市場シェア
1	シリトロンニックグループ	約50%
2	O社	約25%
3	P社	約15%
4	GWグループ	約5%
-	その他	0-5%
合計		100%

当事会社グループ合算シェア
約5.5% (第1位) HHI 3,946、増分700

水平型セーフ
ハーバー
非該当

3 競争の実質的制限

	競争事業者からの競争圧力	参入圧力	隣接市場からの競争圧力	需要者からの競争圧力	経済分析
全ての取引分野	○	△ 一定程度	△ 限定的	○	競争上の懸念が生じ得る可能性はあると評価できるものの、その可能性が強く示唆されるとまでいえない

競争を実質的に制限することはないと判断

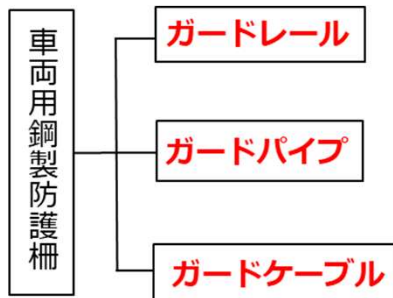
4 本件の特徴

- ✓ 第2次審査案件
- ✓ シンガポール当局及び米国FTCと情報交換
- ✓ 経済分析実施案件

事例3 神鋼建材工業(株)による日鉄建材(株)の鋼製防護柵及び防音壁事業の吸収分割

1 一定の取引分野

<商品範囲>



<地理的範囲>

- ・需要者は日本全国のメーカーから購入。
- ・メーカーは日本全国で販売し、地域によって価格が異なる事情もない。

日本全国

2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

ガードレール

順位	会社名	市場シェア
1	日鉄建材	約40%
2	神鋼建材工業	約30%
3	A社	約30%
4	B社	0-5%
合計		100%

当事会社グループ
合算シェア
約70% (第1位)
HHI 約5,900
増分 約2,400

ガードパイプ

順位	会社名	市場シェア
1	神鋼建材工業	約35%
2	日鉄建材	約30%
3	C社	約20%
4	D社	約15%
合計		100%

当事会社グループ合算シェア
約70% (第1位)
HHI 約5,200、増分約2,300

ガードケーブル

順位	会社名	市場シェア
1	神鋼建材工業	約35%
2	日鉄建材	約25%
3	E社	約25%
4	F社	約15%
合計		100%

当事会社グループ
合算シェア
約60% (第1位)
HHI 約4,600
増分 約1,800

水平型セーフハーバー
非該当

3 競争の実質的制限及び問題解消措置

	競争事業者からの競争圧力	輸入圧力	参入圧力	隣接市場からの競争圧力	需要者からの競争圧力	経済分析
ガードレール	△限定的	×	×	△限定的	△限定的	競争上の懸念が生じ得る
ガードパイプ	△限定的	-	×	△限定的	△限定的	分析モデルや使用データによって異なる結果→分析に依拠できない
ガードケーブル	△限定的	-	×	-	△限定的	競争上の懸念が生じ得る

競争を実質的に制限することとなるおそれ

<問題解消措置>

- ① 設備の持分譲渡
- ② 無期限の操業生産受託
- ③ 譲渡先への営業・技術支援
- ④ 情報遮断措置
- ⑤ 定期報告

競争を実質的に制限することとはならないと判断

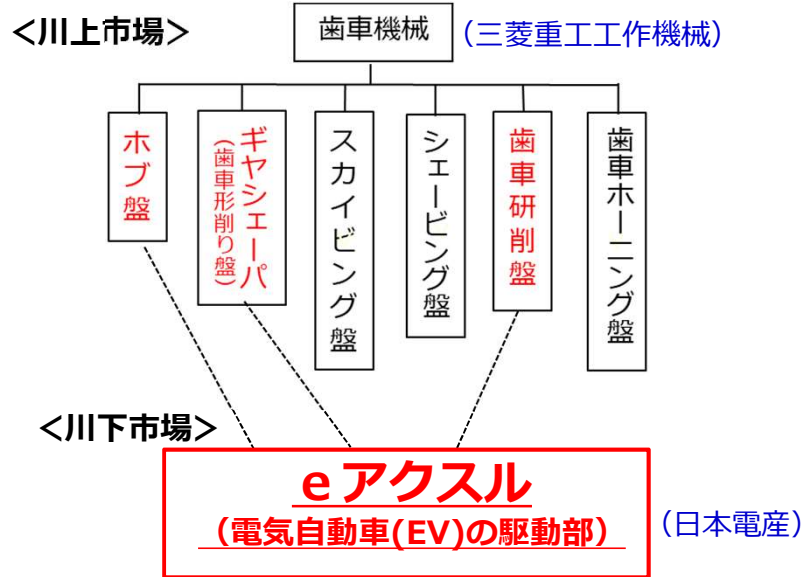
4 本件の特徴

✓ 第三者への設備の持分譲渡に係る問題解消措置を踏まえて判断

✓ 経済分析実施案件

事例4 日本電産(株)による三菱重工工作機械(株)の株式取得

1 一定の取引分野



2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

<川上市場>

ホブ盤

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約45%
2	三菱重工工作機械グループ	約30%
3	B社	約20%
4	C社	約5%
5	D社	0-5%
合計		100%

歯車研削盤

順位	会社名	市場シェア
1	三菱重工工作機械グループ	約70%
2	H社	約15%
3	I社	0-5%
4	J社	0-5%
5	K社	0-5%
6	L社	0-5%
7	M社	0-5%
合計		100%

ギヤシエーパ

順位	会社名	市場シェア
1	三菱重工工作機械グループ	約75%
2	E社	約20%
3	F社	0-5%
4	G社	0-5%
合計		100%

<川下市場>

eアクスルの市場シェアは不明

垂直型セーフハーバー
非該当

3 競争の実質的制限

	投入物閉鎖能力	顧客閉鎖能力	秘密情報の入手に関する懸念	協調的行動
ホブ盤	なし (競争者に切替可)	なし (競争者に切替可)	なし (秘密情報の入手に懸念があれば、競争者に切替可)	海外の歯車機械メーカーは、即座に輸入を増加させることが可能
ギヤシエーパ	なし (競争者に切替可)	- (日本電産は三菱から購入していない)		
歯車研削盤	なし (競争者に切替可)	なし (競争者に切替え可)		

競争を実質的に制限することはないと判断

4 本件の特徴

✓ 歯車機械と電気自動車(EV)の駆動部に関する垂直統合案件

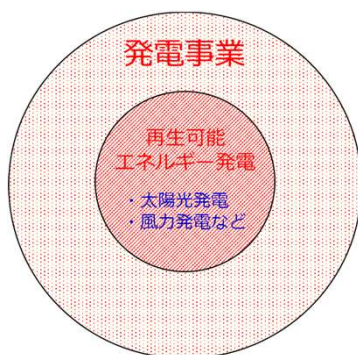
✓ グリーン関連案件

事例5 ENEOS(株)によるジャパン・リニューアブル・エナジー(株)の株式取得

1 一定の取引分野 (発電事業/再生可能エネルギー発電)

<役務範囲>

- 電力は、発電の方法の違いによって品質等に差はないため、従来の需要者は発電方法を区別することなく調達
- 2020年10月「カーボンニュートラル宣言」を受け、再生可能エネルギーを特に求める需要者が出現



- ・ **発電事業**
- ・ **再生可能エネルギー発電事業**

重層的に画定

2 一定の取引分野 (地理的範囲)

<地理的範囲>

- 地域間連系線の容量に制約あり
- 現状においては、旧一般電気事業者の供給区域における発電の大半は旧一般電気事業者が行っている。



(出所：資源エネルギー庁ウェブサイト)

特に競争に与える影響が生じる **北海道電力、中国電力及び沖縄電力管内以外の地域を検討**

3 当事会社の地位及び競争事業者の状況及び競争の実質的制限

発電事業全体：旧一般電気事業者が高いシェア

再生可能エネルギー発電事業：当事会社グループの市場は、いずれも5%未満

競争を実質的に制限することとはならないと判断

4 本件の特徴

- ✓ グリーン関連案件。事例集で再生可能エネルギー発電を取り上げるのは初めて
- ✓ 発電事業全体と再生可能エネルギー発電事業を重層的に市場画定

事例6 セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロ ジーズ・インクの統合

1 一定の取引分野 (法人向けNAS製品／システム間ファイル転送ツール)

<商品範囲>

CRMソフトウェア



※CRMソフトウェアとは、マーケティングからカスタマーサポートまで、あらゆる顧客接点を一元的に管理するソフトウェア

(セールスフォース社)

ビジネスチャットサービス

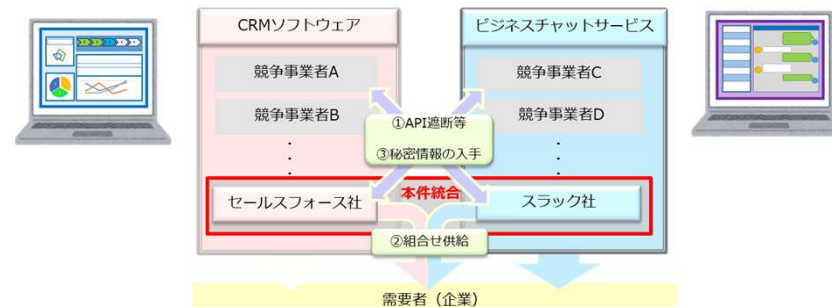


(スラック社)

- ・ **CRMソフトウェア (全体及び種類別で重層的に画定)**
- ・ **ビジネスチャットサービス**

2 当事会社の地位等及び競争に与える影響

混合型企業結合 (商品拡大)



- ・ セールスフォース社のCRMソフトウェアにスラック社のビジネスチャットサービスを組み合わせさせて供給
- ・ セールスフォース社がスラック社以外のビジネスチャットサービス供給者に対して、API接続を遮断又は相互接続性を低下させる
- ・ 秘密情報の共有 ⇒ **市場の閉鎖性・排他性の問題**
- ・ データ集積 ⇒ **競争上優位な立場に立つ等の弊害**

3 競争の実質的制限

	能力				インセンティブ	秘密情報の共有	収集・保存されたデータの利用可能性
	競争事業者からの競争圧力	隣接市場からの競争圧力	組合せの重要性の程度	API遮断による排除効果の範囲			
ビジネスチャットサービス市場の閉鎖性	○ (複数の有力な競争者の存在)	○ (複数の有力な競争者の存在)	低い (組み合わせている需要者は僅か)	極めて限定的 (組み合わせている需要者は僅か)	認められない (セールスフォース社の事業の根幹である「Best of Breed」に反する)	ない (組み合わせにより競争上、重要な秘密情報の交換は行われることは通常考え難い)	ない (事業場大きな価値が生まれるとして現時点で具体的に想定されるものはない)
CRMソフトウェア市場の閉鎖性	○ (市場シェアは最大でも15%)	—	—	—	—	—	—

競争を実質的に制限することとはならないと判断

4 本件の特徴

- ✓ 組合せ供給による市場の閉鎖性・排他性の検討において、組合せ状況やAPI遮断の排除効果、統合機能の重要性の程度等の様々な角度から検討を行っている
- ✓ データの収集又は保存されたデータの利用可能性について検討
- ✓ 経済分析案件

事例7 (株)メルコホールディングスによる(株)セゾン情報システムズの株式取得

1 一定の取引分野

(法人向けNAS製品/システム間ファイル転送ツール)

<商品範囲>

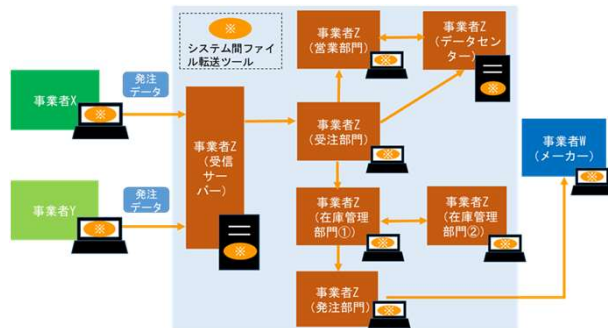
Network Attached Storage製品 (NAS製品)



※個人・一般向けNAS製品と法人向けNASの需要の代替性は限定的

(メルコホールディングス)

システム間ファイル転送ツール



(セゾン情報システムズ)

- ・法人向けネットワーク対応HDD (NAS製品)
- ・システム間ファイル転送ツール提供事業

2 当事会社の地位等及び競争に与える影響

混合型企業結合 (商品拡大)



組合せ供給

順位	会社名	市場シェア
1	メルコグループ	約60%
2	A社	約40%
3	B社	0-5%
	その他	0-5%
	合計	100%

順位	会社名	市場シェア
1	セゾン情報グループ	約60%
2	C社	約20%
3	D社	0-5%
	その他	約20%
	合計	100%

当事会社グループが法人向けNAS製品市場又はシステム間ファイル転送ツールの提供事業で競争上、優位となり、市場の閉鎖性・排他性の問題を生じさせる可能性がある。

3 競争の実質的制限

補完性の程度	競争事業者からの競争圧力	隣接市場からの競争圧力	直接ネットワーク効果の影響	秘密情報の共有
低い	○	△ 一定程度	限定的 (影響小)	競争事業者の秘密情報の入手不可

・NAS製品は100未満の事業者が主に使用し、ファイル転送ツールの使用者は100名以上の大規模事業者 (補完性の程度は低い)

競争を実質的に制限することとはならないと判断

4 本件の特徴

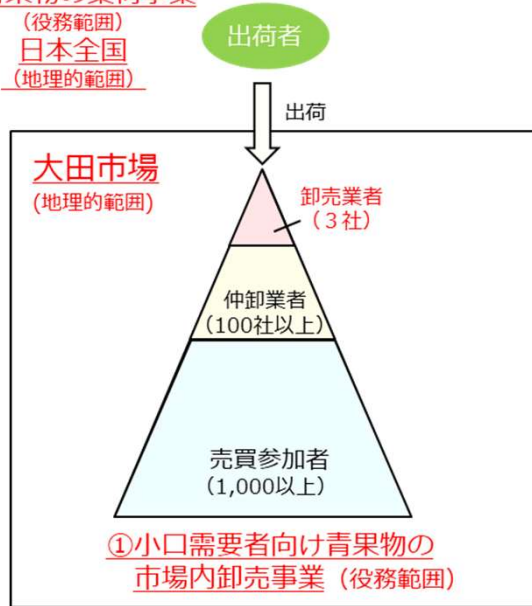
- ✓ デジタル関連案件
- ✓ 直接ネットワーク効果の影響について検討
- ✓ これまで組合せ供給についての検討がなされたことがない商品役務の組合せ供給について検討

事例8 東京青果(株)による東一神田青果(株)の株式取得

1 一定の取引分野

(小口需要者向け青果物の市場内卸売業 / 青果物の集荷事業)

②青果物の集荷事業
(役務範囲)
日本全国
(地理的範囲)



①小口需要者向け青果物の
市場内卸売事業 (役務範囲)

2 当事会社の地位及び競争事業者の状況

小口需要者向け卸売業：大田市場内の競争事業者は**1社のみ**

青果物の集荷事業：市場シェア不明

▶ **セーフハーバー基準に該当しないものとして検討**

3 競争の実質的制限 (小口需要者向け青果物の市場内卸売事業)

競争事業者からの競争圧力	参入	隣接市場からの競争圧力	
○	×	(仲卸業者から) ○	(地理的) △ 一定程度

<卸売市場に特有の事情>

- ・せりの存在
- ・不当な差別的取扱いの禁止 等

○ 出荷者との協調的行動

- ・日本全国に複数の産地があり、**出荷者は多数存在**
- ・仲卸業者は**大田市場以外からも様々な調達先を有している。**
- ・市場内卸売業者に期待されているのは需給バランスを踏まえた適切な価格形成であり、**需給バランスを無視できない。**

4 競争の実質的制限 (青果物の集荷事業)

- ・他市場の市場内卸売業者である**競争事業者が多数存在**
- ・当事会社で取引のある**出荷者の重複が限定的**
- ・競争事業者から「集荷できなくなる」などの懸念が示されたものの、その懸念は具体化しない。

競争を実質的に制限することとはならないと判断

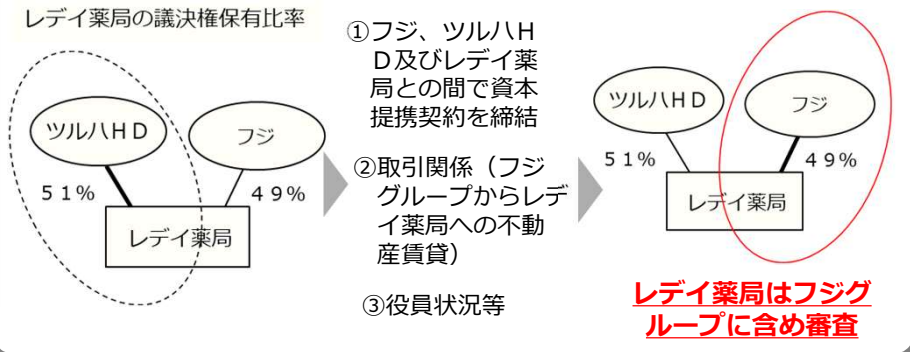
5 本件の特徴

- ✓ 大田市場の市場内卸売業者が3社から2社となることから慎重に審査
- ✓ 卸売市場の特性を踏まえ、青果物の市場内卸売業と集荷事業という二つの取引分野を画定し検討

事例9 イオン(株)による(株)フジの株式取得

1 フジ内の結合関係について

レデイ薬局の議決権保有比率



2 一定の取引分野（スーパーマーケット業／ドラッグストア業）

○ スーパーマーケット業



地理的範囲（イメージ図）
「店舗から半径2～7km」

○ ドラッグストア業



地理的範囲（イメージ図）
「店舗から半径2km」

3 競争の実質的制限

○ スーパーマーケット業（競合地域：84地域）

84地域	78地域	行為後もスーパーマーケット事業者の数が3以上で、引き続き活発な競争が行われると認められる。	
	6地域	1地域 競争者の数 2→1	当事会社グループの店舗間の競合の度合いが低いと認められる地域
		3地域 競争者の数 3→2	同一商圏内に所在する競争事業者の店舗からの競争圧力がある地域
	2地域 競争者の数 3→2	同一商圏内及び地理的隣接市場に所在する店舗からの競争圧力がある地域	

○ ドラッグストア業（競合地域：75地域）

75地域	66地域	行為後もスーパーマーケット事業者の数が3以上で、引き続き活発な競争が行われると認められる。	
	9地域	1地域 競争者の数 2→1	他業態の店舗からの競争圧力があり、地理的隣接市場に所在する店舗からの競争圧力が一定程度認められる地域
		1地域 競争者の数 2→1	地理的隣接市場に所在する店舗の競争圧力がある地域
		6地域 競争者の数 3→2	同一商圏内に所在する競争事業者の店舗からの競争圧力がある地域
	1地域 競争者の数 3→2	当事会社グループの店舗間の競合の度合いが低いと認められ、同一商圏内に所在する競争事業者及び他業態の店舗からの競争圧力がある地域	

競争を実質的に制限することとはならないと判断

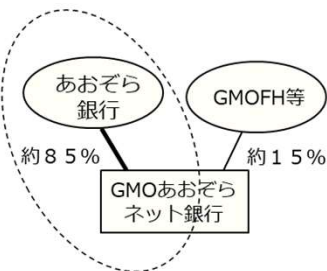
4 本件の特徴

- ✓ 議決権保有比率51%の親会社がいる当事会社の関連会社について、当事会社グループに含めて審査を行った。

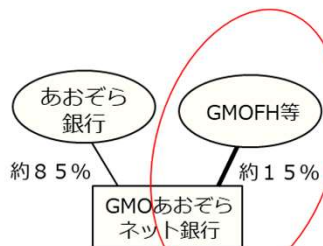
事例10 GMOフィナンシャルホールディングス(株)によるワイ ジェイFX(株)の株式取得

1 GMOFHグループの範囲について

GMOあおぞらネット銀行の
議決権保有比率



	兼任人数	GMOFHグループにおける役職
取締役 (全8名)	4名 (代表取締役会長を含む。)	代表取締役会長1名 社外取締役3名
監査役 (全4名)	2名	社外監査役2名



GMOあおぞら
ネット銀行はG
MOFH等と結
合関係あり

**GMOあおぞらネット銀行はGMOFHグループ
に含め審査**

2 一定の取引分野 (FX及び通貨BO)

<役務範囲>

FX及び通貨バイナリーオプション

<地理的範囲>

インターネットを通じ、日本全国で供給 **日本全国**

3 当事会社の地位及び競争事業者の状況

順位	会社名	市場シェア
1	GMOFHグループ	約25%
2	A社	約20%
3	B社	約15%
4	YJFX	約10%
5	C社	約5%
6	D社	約5%
7	E社	約5%
8	F社	0-5%
	その他	約15%
	合計	100%

当事会社グループ合算シェア
約30% (第1位)
HHI 約1,700、増分約400

水平型セーフハーバー
非該当

4 競争の実質的制限

競争事業者からの競争圧力	隣接市場からの競争圧力
○	△ 一定程度

- ・ 有力な競争事業者が複数存在
- ・ 競争事業者は十分な供給余力を有すること
- ・ FX以外の差金決済取引等からの切替えも容易

競争を実質的に制限することはないと判断

5 本件の特徴

- ✓ 事例集でFX及び通貨バイナリーオプションを取り上げるのは初めて
- ✓ 議決権保有比率が約15パーセントである関連会社について、役員兼任状況も考慮して当事会社との結合関係を認め、当事会社グループに含めて審査



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

最近におけるデジタル分野の 企業結合審査への対応について

令和4年11月8日

公正取引委員会事務総局
経済取引局企業結合課
企業結合調査官(主査) 柿元 將希

企業結合ガイドラインの改定

- デジタルサービスの特徴を踏まえた改定
 - 品質競争
 - 多面市場
 - ネットワーク効果
 - スイッチングコスト
 - データの重要性...
- 垂直型・混合型企業結合についての考え方を明示

手続対応方針の改定

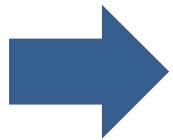
- 届出基準を満たさない場合であっても、買収に係る対価の総額が大きいなど一定の場合には企業結合審査を行う旨を明示
- 審査の中で当事会社の内部文書の提出を求める旨を明らかに

デジタル領域における企業結合審査の課題

- デジタルサービスは市場環境が複雑かつ急速に変化するという特徴を有する

例えば...

- デジタル広告の市場構造はどうか？
 - SNSは他のどんなサービスと競争しているのか？
 - キャッシュレス決済市場の3年後の市場環境はどのようなものか？
- こうした中で迅速かつ的確な企業結合審査を行うためには企業結合計画の意図・目的、当事会社の事業内容、市場における競争の状況、将来の見通しを正確に把握することが特に重要



ガイドライン改定後の公取委の取組をご紹介します

体制の強化

- 内部リソースの拡充
 - 官房審議官(企業結合担当)の新設
 - 上席企業結合調査官の増員
 - 経済分析室の新設
- 外部リソースの取込み
 - デジタルスペシャルアドバイザーの起用(令和3年度)
 - デジタルアナリスト(非常勤職員)の採用(令和4年度)
 - 任期付職員(弁護士・エコノミスト・研究者)の採用

エンフォースメントの強化

※ いずれについてもこれまで必要に応じて行われてきたものだが、迅速かつ的確な企業結合審査という観点から審査の初期段階を含め一層の活用を志向するもの

- 個別案件に係る情報・意見の募集(公募)
 - マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合(令和4年6月16日)
 - グーグル・エルエルシー及びマンディアント・インクの統合(同上)
- 内部文書の活用
 - 令和4年6月「企業結合審査における内部文書の提出に係る公正取引委員会の実務」(「内部文書実務」)を公表し、考え方を明らかに(後述)
- 経済分析の活用
 - 令和4年5月「経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項」を公表し、考え方を明らかに

「内部文書実務」公表の背景

- 企業結合審査において内部文書は重要な資料
- 従来の公取委の実務を対外的に明らかにすることは企業にとっても有用
- 海外当局において内部文書の活用は標準的な審査手法として確立

「内部文書実務」の内容

- 提出が求められる内部文書の例や提出範囲
 - 取締役会等の会議体の資料
 - 関係する役職員のEメール
 - 関係部署における競合分析資料...
- 内部文書の選定・抽出のプロセス
- 提出時期その他提出にあたって留意すべき点等

公取委は、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、個別案件の公表や事例集の公表を実施

改定企業結合ガイドライン等の考え方に沿った審査を実施したデジタル分野の個別事案として、以下の企業結合の審査内容を公表

- Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の経営統合
(令和2年8月4日公表)
- グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合
(令和3年1月14日公表)
- セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合
(令和3年7月1日公表)

- 非届出案件の審査件数は増加傾向
 - 令和元年度：6件
 - 令和2年度：9件
 - 令和3年度：14件
- 令和3年度には非届出案件として以下の企業結合について審査
 - マイクロソフト・コーポレーション及びニューアンス・コミュニケーションズ・インクの統合
 - アマゾン・ドットコム・インク及びMGMホールディングス・インクの統合
 - グーグル・インターナショナル・エルエルシーによる株式会社pringの株式取得
 - ペイパル・ホールディングス・インクによる株式会社Paidyの株式取得
- 令和4年度ではグーグル・エルエルシー及びマンディアント・インクの統合について審査



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ご清聴ありがとうございました。